

徳島県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき，令和4年度の定期監査を執行したので，その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月10日

徳島県監査委員	岡崎悦夫
同	鹿山公弘
同	大寺健司
同	西沢貴朗
同	梶原一哉

1 監査基準

定期監査については，徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和5年1月10日から令和5年2月22日までの間に，別表に記載の42機関において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し，正確に行われ，最小の経費で最大の効果を挙げるようにし，その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和3年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし，監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに，関係職員から説明を聴取することにより，監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果，重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものについては，次のとおりである。

(1) 超過勤務手当及び休日給の支給で適切でないもの

< 池田高等学校 >

週休日の振替等に伴う超過勤務手当及び休日給について，支給区分や算定を誤っているものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 特殊勤務手当の支給で適切でないもの

< 徳島北高等学校 >

教育業務連絡調整手当について，支給日数を誤っているものがある。今後，組織的な確認を徹底し，適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
池田支援学校	令和5年 1月10日
池田高等学校	"
城ノ内高等学校	令和5年 1月12日
城ノ内中等教育学校	"
徳島北高等学校	"
城西高等学校	令和5年 1月13日
名西高等学校	"
脇町高等学校	令和5年 1月16日
穴吹高等学校	"
海部高等学校	令和5年 1月17日
総合教育センター	令和5年 1月18日
板野高等学校	"
那賀高等学校	令和5年 1月19日
城南高等学校	令和5年 1月20日
ひのみね支援学校	"
徳島科学技術高等学校	令和5年 1月23日
しらさぎ中学校	"
徳島中央高等学校	"
国府支援学校	令和5年 1月24日
徳島視覚支援学校	令和5年 1月26日
徳島聴覚支援学校	"
富岡西高等学校	令和5年 1月27日
小松島西高等学校	"
富岡東中学校	令和5年 2月22日
川島中学校	"
城東高等学校	"
城北高等学校	"
徳島商業高等学校	"
小松島高等学校	"
富岡東高等学校	"
阿南光高等学校	"
鳴門高等学校	"
鳴門渦潮高等学校	"
阿波高等学校	"
吉野川高等学校	"
川島高等学校	"
阿波西高等学校	"
つるぎ高等学校	"
板野支援学校	"
鴨島支援学校	"
阿南支援学校	"
みなと高等学園	"